

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	介護給付費、訓練等給付費の支給決定の申請	
根拠法令・条項	<p><支給決定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第12条</p> <p><障害支援区分の認定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第21条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第10条第2項 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年1月23日厚生労働省令第5号）第1条</p>	
所 管 課	各区保健福祉総合福祉センター 地域福祉課 各区保健センター（美原区は地域福祉課のみで所管）	
審 査 基 準	<p>申請のあった障害者又は障害児の保護者について、障害支援区分、介護を行う者の状況及び障害福祉サービスの利用意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。支給決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。</p> <p>①障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 ②障害者等の介護を行う者の状況 ③障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 ④障害児が現に障害児施設を利用している場合には、その利用の状況 ⑤障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 ⑥障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③から⑤までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 ⑦障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 ⑧障害者等の置かれている環境 ⑨障害福祉サービスの提供体制の整備の状況</p> <p>また、障害支援区分は、堺市障害支援区分認定審査会の審査及び判定を経て、以下の基準により決定します 区分1：当該障害者に係る合計点数等が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第二（以下、「別表第二」という。）の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分2：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分3：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分4：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分5：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分6：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合</p>	
標準処理期間	標準処理期間	75日
	標準処理期間を設定できない理由	